

議案第 6 4 号

令和 7 年度 亀山市 水道事業会計 剰余金の処分及び決算の認定
について

令和 7 年度 亀山市 水道事業会計 未処分利益 剰余金
2 8 0 , 9 1 2 , 1 8 3 円のうち 6 5 , 6 6 7 , 1 8 4 円を減債積
立金に、1 4 2 , 5 5 3 , 4 9 2 円を建設改良積立金に積み立て、
5 8 , 2 2 0 , 6 7 6 円を資本金に組み入れ、残余を繰り越すもの
とし、併せて令和 7 年度 亀山市 水道事業会計決算について、別紙の
とおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 8 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

令和 7 年度 亀山市 水道事業会計決算書及び決算審査意見書

提案理由

剰余金の処分について、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定に
より議会の議決を求め、決算について同法第 3 0 条第 4 項の規定に
より議会の認定を求める。